

豊中市育児支援家庭訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する育児支援家庭訪問事業（以下「訪問事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、乳幼児の育児支援及び児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(訪問事業の内容)

第2条 訪問事業においては、第8条に規定する育児支援家庭訪問員が次条に規定する対象家庭を訪問し、次の各号に規定する支援を行うものとする。

- (1) 保護者に対する育児相談及び助言
- (2) 各種の子育て支援サービスの利用調整

(対象家庭)

第3条 訪問事業の対象となる家庭は、乳幼児及び乳幼児の保護者が市内に居住し、かつ、これらの者がいる家庭が次の各号のいずれかに該当する家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

- (1) 子育てに対して不安、悩み等がある家庭
- (2) ひきこもり又は児童虐待のおそれがある家庭
- (3) その他市長が訪問による支援が必要と認める家庭

(訪問事業の実施日等)

第4条 訪問事業は、毎週月曜日から金曜日までの日に実施する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する訪問事業の実施日が次の各号のいずれかに掲げる日に該当するときは、訪問事業は実施しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、実施することができる。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 訪問事業の訪問時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用料)

第5条 訪問事業の利用料は、無料とする。

(訪問事業の利用申込み)

第6条 訪問事業を利用しようとする者は、育児支援家庭訪問申込書を市長に提出するものとする。

(訪問事業の実施)

第7条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、当該家庭における乳幼児の養育状況の把握等を行い、訪問事業の実施の可否について決定する。

2 市長は、前項の規定により訪問事業の実施を決定したときは、その旨を申込者

に通知するとともに、訪問事業計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

3 市長は、計画書に基づき訪問事業を実施する。

（育児支援家庭訪問員）

第8条 育児支援家庭訪問員（以下「訪問員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 地域支援保育士並びに子育て支援センター及び地域子育て支援センターの保育士（以下「地域支援保育士等」という。）

(2) 大阪府が実施する「子ども家庭サポーター養成講座」を修了した者であって、市が実施する事前研修を受講したもののうちから、市長が指名した者（以下「子ども家庭サポーター」という。）

（報告）

第9条 訪問員は、計画書に基づき対象家庭を訪問したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（育児支援家庭訪問活動費）

第10条 市長は、前条の報告に基づき訪問員（子ども家庭サポーターに限る。）に対し、別に定めるところにより育児支援家庭訪問活動費を支給する。

（個人情報保護）

第11条 訪問員は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

（身分証明書等の携帯）

第12条 訪問員が対象家庭を訪問するときは、地域支援保育士等にあつては豊中市職員証を、子ども家庭サポーターにあつては豊中市育児支援家庭訪問員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求に応じてこれらを提示しなければならない。

2 子ども家庭サポーターは、第14条の規定により解任されたときは、直ちに前項の豊中市育児支援家庭訪問員証を市長に返還しなければならない。

（保険の加入）

第13条 市長は、訪問事業の実施時における事故等に備え、子ども家庭サポーターを被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

（解任）

第14条 市長は、子ども家庭サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 辞任の申出があったとき。

(2) 心身上の理由のため、職務の遂行に支障があるとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、職務遂行に必要な適格性を欠くと市長が認めるとき。

（申込書等の様式）

第15条 この要綱による申込書等の書類の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、訪問事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。